

## 令和3年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱

### 1 趣旨

認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図るため、長野県が令和3年度に実施する認知症介護指導者養成事業に関して必要な事項を定める。

### 2 実施主体

実施主体は県とする。ただし、事業の一部について社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター（愛知県大府市。以下「大府センター」という。）に委託する。

### 3 研修事業

#### (1) 認知症介護指導者養成研修

##### ア 県推薦枠

##### (ア) 研修目的

長野県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画し、講義、演習及び実習を担当できる能力を有する者並びに介護保険施設等の介護の質の改善を指導することができる者を養成すること。

##### (イ) 実施方法

大府センターに委託して実施する。

##### (ウ) 募集定員

2名

##### (エ) 受講要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・認知症介護実践リーダー研修修了者であること
- ・医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、又はこれに準ずる者
- ・介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者
- ・長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画委員としての活動が可能な者
- ・長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者

##### (オ) 県推薦枠選定方法

(エ)に規定する要件を満たした上で、以下について総合的に勘案する。

- ・現認知症介護研修企画委員との地域バランス
- ・実践事例報告の内容
- ・面接の内容
- ・現認知症介護研修企画委員からの意見

##### (カ) 受講決定方法

(オ)に規定する選定方法により長野県知事が適当と認め推薦した者に対し、大府センター

が選抜考査を実施し、受講者を決定する。

(キ) 提出書類

「令和3年度 認知症介護研究・研修大府センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」で規定される必要書類（※）の他、認知症介護指導者養成研修に係る所属長推薦書（別添資料1）及び認知症介護指導者養成研修に係る誓約書（別添資料2）を提出することとする。

※②認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）のみ提出不要

(ク) その他

受講決定した者は、認知症介護指導者養成研修を修了した翌年度から、認知症介護研修企画委員として委嘱されることを前提とする。

イ 事業所枠

(ア) 研修目的

県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画し、講義、演習及び実習を担当できる能力を有する者並びに介護保険施設等の介護の質の改善を指導することができる者を養成すること。

(イ) 実施方法

大府センターにおいて実施する。

(ウ) 募集定員

定めない

(エ) 受講要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者であること
- ・ 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、又はこれに準ずる者
- ・ 介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者
- ・ 長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画委員としての活動が可能な者
- ・ 長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者

(オ) 受講決定方法

申込者が現に勤務している介護保険事業所の長が適当と認め推薦した者に対し、大府センターが選抜考査を実施し、受講者を決定する。

(カ) 提出書類

「令和3年度 認知症介護研究・研修大府センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」で規定される必要書類の他、認知症介護指導者養成研修に係る所属長推薦書（別添資料1）及び認知症介護指導者養成研修に係る誓約書（別添資料2）を提出することとする。

(ク) その他

受講決定し、認知症介護指導者養成研修を修了後、認知症介護研修企画委員としての活動を希望する者に対し、選定審査を実施する。なお、選定審査においては、以下について総合的に勘案する。

- ・現認知症介護研修企画委員との地域バランス
- ・模擬講義の内容
- ・面接の内容
- ・現認知症介護研修企画委員からの意見

(2) フォローアップ研修

ア 研修目的

認知症介護指導者養成研修等修了者に最新の認知症介護に関する専門的な知識及び技術を習得させ、高齢者介護実務者に対する研修プログラムの作成方法及び教育技術の向上を図る。

イ 実施方法

大府センターに委託して実施する。

ウ 募集定員

2名

エ 受講要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・認知症介護実践者等養成研修の企画・立案に参画若しくは講師として従事している者又は認知症介護実践者等養成研修の企画・立案に参画若しくは講師として従事することが予定されている者
- ・認知症介護指導者養成研修修了後1年以上経過している者

オ 推薦者選定方法

原則として、認知症介護指導者養成研修修了順に受講可否を検討する。

カ 受講決定方法

長野県知事が推薦した者の中から、大府センターが受講者を決定する。

キ 提出書類

「令和3年度 認知症介護研究・研修大府センター フォローアップ研修受講者募集要項」で規定される必要書類の他、認知症介護指導者フォローアップ研修に係る所属長承諾書（別添資料3）を提出することとする。

4 個人情報の取り扱いについて

本事業に係る個人情報は長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、本事業の達成に必要な限度において収集することとし、本事業において知り得た個人情報については、条例第5条第1項に基づき、本事業の目的以外で使用しないこととする。